

同窓会規約

第1章 総則

第1条 本会は栃木県立のざわ特別支援学校同窓会といい、事務所を栃木県立のざわ特別支援学校内におきます。

第2条 本会は次の者を会員として組織します。

(1)正会員

(a)本校各学部の卒業生(中・高)

(b)本校に在学したことのある者で入会を希望する者

(2)賛助会員

(a)本会の趣旨に賛同する者

(3)特別会員

(a)栃木県立のざわ特別支援学校現・旧職員

第2章 目的

第3条 本会は会員相互の親睦と扶助ならびに会員の福祉増進をはかり母校との関連を深めることを目的とします。

第4条 本会は目的を達成するために次の事業を行ないます。

(1)総会の開催

(2)会報の発行

(3)会員の共済事業

(4)その他目的達成に必要な事業

第3章 役員

第5条 本会は次の役員をおきます。

(1)会 長 1名

(2)副会長 2名

(3)会 計 1名

(4)理 事 卒業年度につき1名

(5)監 事 2名

(6)顧 問

顧問は会長が推薦し、役員会が承認した者ならびに本校の校長とします。

顧問は本会全般にわたり会議に出席して、その諮問に応え、自由に意見を述べることができます。

第6条 会長および副会長は役員会において選出し、総会の承認を経て決めます。

第7条 会長は本会を代表し、全ての会を運営し、副会長は会長を補佐し、会長が事故ある時はこれを代行します。

第8条 理事は総会で正会員より選出し、本会の運営に関する重要な事項を審議し、会の運営を推進します。

第9条 監事は総会で選出し、会計を監査します。

第10条 役員の任期は1年とします。

但し、再任を妨げません。

役員は相互にかかわることができます。

第11条 本会に名誉会長及び顧問をおきます。

名誉会長及び顧問は総会に諮って決めます。

第12条 役員の不幸及び病気やけがでの入院等があった場合は、幹部会で協議し額を決めて慰問の意を表す。なお、会が開けないときは、会長または顧問の判断により決定することができる。

第4章 会 議

第13条 総会は、毎年1回開催し、重要な事項を審議します。
議長は会長又は副会長が代行することができます。

第14条 本会に幹部会を置きます。
幹部会は、会長、副会長、会計、監事、事務局の代表、幹部候補者の有志で構成します。
幹部会は、原則として毎年1回以上会長が招集して行います。

第15条 本会に役員会を置きます。
役員会は、会長、副会長、会計、理事、監事、事務局の代表で構成します。
役員会は、必要に応じて会長が招集して行います。

第16条 規約の改正など重要な事項は、総会で出席者の3分の2以上の賛成が無ければ成立しません。

第5章 経 費

第17条 本会の経費は入会金・寄付金をもってこれにあてます。
なお、必要に応じて役員会にはかり臨時会費を徴収することができます。
(1)正会員及び賛助会員は入会金として、入会時に6,000円を納入します。

第18条 (1) 幹部会に参加した会長、副会長、会計、監事、幹部候補者の有志には、交通費として、1回の出席につき300円を支給するものとする。
(2) (1)の施行に伴い、同窓会役員報酬規定は令和6年6月8日をもって廃止する。

第19条 本会の会計年度は 4月 1日に始まり翌年 3月31日におわります。

付 則 この規約は昭和47年 4月 1日から実施します。

改 正 平成 4年 6月20日

平成11年 6月13日

平成14年 6月15日

平成16年 9月 1日

平成17年 6月19日

平成20年 6月14日

平成26年 6月 7日

平成29年 6月 3日

平成31年 6月 1日

令和 6年 6月 8日